

それが死に至らなければ死刑にならない。これは法律上明白な事實であつた。

抑々法律は社會の秩序を規定するもので、犯罪があればその事實に對し、法文に照らして相當の科刑を加へるものである。法文に定められざる處刑は斷じて行はるべきでなく、この大原則が破れるといふことになれば、法律の神聖は蹂躪せられ、法治國家の實は失はれて、忽ちそこに社會生活の不安が起る。これくらゐの事は政府當路者も十分に承知してゐたのであるが、何分にもニコラス皇太子遭難事件は國際關係上重大な影響をもたらし、しかも犯人處罰に關する露國側の要求が死刑にある以上、その要求を容れない場合の結果については眞に計り知られぬものがある。

かく所謂政治的解決のために、時の政府は骨を削るほどの苦心をしたのであつた。

また當時、封建時代の慣習から抜け切れない一般國民の判斷としては、この事

件に關し犯人を死刑に處することは寧ろ當然の事とも考へられた。國家の安危のためには、無名の一巡査を殺すくらゐ、何でもないことではないかと思はれた時代であつた。

かうした内外の情勢下に國家の安泰に腐心する政府は、たとひ法を枉げても穩便に事件を解決せんと圖り、こゝに端なくも帝國の司法權は非常なる危機に曝されたのである。

### 農相陸奥宗光の論争

然るに、この時、兒島惟謙といふ司法界切つての傑物が現れ、毅然として我が法權の神聖獨立を内外に顯揚し得たことは、實に國家の爲大なる幸福であつた。もし不幸にして大審院が、當時この人を院長として仰いでゐなかつたならば、

事件はいかなる結末を告げたであらうか。顧みて實に慄然たらざるを得ない。威武に屈せず、權勢に阿らず、自己の身命と地位とを賭して闘ひ抜いた兒島惟謙こそは、我が國の憲政史上不滅の功績を貽したるもの、後世護法の神と仰がれるのもまた宜なるかなと言ふべきである。

大津事件は實に青天の霹靂であつた。上下度を失つて處理を誤つたのも無理ではなかつた。政府が緊急勅令を發して、この事件に關する論議の掲載を禁止したり、「刑法第百十六條の正解」といふ論題の學術講演を中止させたりして、言論を抑壓し輿論を壓伏しようとしたのもこの間に於てであつた。しかしながら、問題は單なる殺人未遂犯の處置といふことでなく、獨立國家の體面上、法治國として法律を枉げてまで、強大ロシアの歡心を求めねばならぬかといふ大義名分論に立脚して、國權擁護の大問題と化した。

事件の翌日、五月十二日の朝、陛下が御見舞のため京都へ行幸あそばされた後

永田町の首相官邸に落合つた元老閣僚の間に緊急會議が開かれた。

伊藤博文、黒田清隆、井上馨の三元老、それに松方首相をはじめ、後藤遞相、

陸奥農相、山田法相の各閣僚が、面上憂色を漲らせて居並んでゐる。

その席上のこと——。

陸奥農商務大臣は、犯人津田の處刑に關し、刑法第二百九十二條に依り、謀殺未遂として無期徒刑に處すべしと主張したが、誰一人この主張を支持するものがない。

列座殆ど全部が死刑論である。

大勢を察した松方首相は、

『何とも致方のない事情であるから、津田を死刑に處して露國皇帝の怒を解く外ないと思ふが、如何でありませうか。』

と、自ら結論を持ち出して賛否を問うた。すると黙々としてそれを聽いてゐた陸

奥農相は、再びぬつと立ち上つた。

『先ほども縷々申し述べた通り、本問題は一切の感情を捨て、虚心坦懐、冷静な態度で處理することが必要であらうと思ひます。只今の首相の御提案には、この意味に於て私は同意いたすことができません。裁判のことは、天皇の名に於て裁判所がこれを行ふものであり、行政各大臣の容喙を許さざる所であつて、司法権の獨立は即ちこゝにあるのであります。』

私は正しき道に立つて、この裁判が裁判官の良心に依り、堂々とは行はれんことを切望し、我々行政府の大臣は裁判の事から離れて、一切嘴を入れないことにしたいと存じます。それが我々のとるべき正しい道であります。もしまた首相の仰せの通り、こゝで一つの議決を致し、その議決を以て裁判官に臨み、裁判官がこれを承諾しなかつた場合は何となさる御所存であるか、承りたい。』

一座は俄かにざわめき立つた。

他の大臣たちは卓を叩いてこれに反対し、殊に山田司法大臣は立ち上つて、

『陸奥さんの言はれることは理窟と申すもの、すべては國家の安泰の爲に考へてゐることであつて、國家の危機に直面して將來を思へば、先方の感情を和らげ事を穩便に處理するために、萬全の策をとらねばならぬ。一巡査を死刑に處して外交のことが圓滿に運ぶといふならば、こゝで難かしい理窟を並べ立てるよりは端的に、最も安易な道をとるに何の躊躇がありませんか。津田を死刑に處することに滿場一致御賛成を願ひます。』

と正面から喰つてかゝつた。

しかし陸奥は、反對論の囂々たる中に立つて、いつかな屈する色を見せなかつた。

『只今の司法大臣の御意見は、御職掌柄實に意外と申す外はない。裁判は司法官の掌るところ、他からかれこれ嘴を入れる權限は絶対にありません。法規の命ず

るに違ひ、堂々その所信を行ふところに裁判官の職責と司法権の獨立があるのであります。裁判の事と外交の事とは自ら別問題でなければならぬ。もし神聖なる裁判の結果が露國皇帝を激怒せしめ、爲に對露關係が悪化するやうな事が起つたならば、その時適當に處理の道を講ずることこそ外交の力であり、そこには賢明なる外交官としての用意もあらうかと存じます。一巡査の生命を奪ふことは甚だ容易である。しかし、我が司法権の獨立が、外國關係の爲に蹂躪されるといふ、この事實を拱手傍觀しては居られませぬ。

國家百年の大計の爲に、私はどこまでも裁判の事は裁判官に一任せよと主張するものであります。』

すると、平素はニコ／＼笑つてゐる井上馨の怒聲が室一杯に鳴りわたつた。

『莫迦な事を言ふぢやない。君は一巡査のために國家を棄てる氣か。津田を死刑に處することは即ち國家を救ふゆえんぢや。一切は國家あつての事ではないか。』

徒らに我を張る態度はようないぞ。』

『井上さんの御言葉ではあるが、それでは裁判と外交とを混淆したことになり、どうも承服できません。』

『黙らつしやい。我々は國家の爲小の蟲を殺して、非常の處置を講じようとしてゐるのに、貴公一人が異論を唱へて國家の前途を危ふくしようとする。實に不届至極ぢや。』

滿面朱を注いで、烈火の如く憤つた井上の叱咤に、日頃畏敬する相手ではありさすかの陸奥も今はもう口を緘ぜざるを得なかつた。

會議は、三藏の犯罪を、我が皇太子に對し奉る犯罪と同様に認め、刑法第一百六條に依り死刑に處すべきであると議定された。

この會議の折柄、陛下の京都行幸を奉送しての歸途、北畠大阪控訴院長と共に松方首相を訪れた大審院長兒島惟謙は、様子如何にと別室でこの會議の成行を窺つてゐた。

會議が果てると、松方首相は陸奥農相と同席で兒島等を招じ入れた。

そして松方は兒島に對して徐ろに口を切つた。

『今度の露國皇太子の御遭難は、まことに我が國の安危にもかゝはり、畏れ多くも、聖上に於かせられては、親しく御見舞のため京都へ御發輦あらせられた次第で、我が國の採るべき道は犯人三藏を嚴罰に處し、ロシア皇帝及び同國民の憤激を緩和するほかないと考へるのぢやが、犯人を罰する法律はどういふことでありませうな。』

『まだ簡単な電報だけで、事實の詳細が判りませんから、はつきりした事は申し上げかねますが、多分謀殺若しくは故殺の未遂であらうと思ひます。もしさうだ

とすれば、刑法第三篇第一章中、通常人を害したる法條に據るほか他に正條が無からうと存じます。』

『一應御尤も……。しかし、何分にも將來はロシア皇帝たるべき御方ぢやから、これに對し危害を加へた兇漢を、通常人に對する犯罪と同一に處分するとなるとロシアの感情を害し、我が國家の一大事となることは必定です。そこで内閣は、我が皇室に對し奉る法條に據り死刑に處することに評決し、司法大臣もそのつもりで先刻引上げたやうな次第です。』

兒島の顔色がサツと變つた。

何といふ暴語であらう、内閣にどうして犯人處罰の權限があり得るか、死刑の評決をしたなどと放言し得る地位では斷じてない、司法大臣と雖も一の行政官たるに過ぎぬではないか、將に行政權を以て司法權の獨立を侵害せんとするものである……かう考へた兒島は内心ムツとした。返辭もせず、じつと松方の顔を見

詰めてゐる。

兒島の心中を、それとなく推察した陸奥は、なだめるやうに口を挾んだ。

『實は我輩も今日の會議で無期徒刑を主張したのぢやが……。それは兎も角、熟慮の結果、今日の會議が只今首相の言はれたやうな評決を敢へてしたのは、相手が通常人でないばかりでなく、刑法第百十六條には單に天皇天皇とだけあつて、特に日本人の文字が無いから、當然外國の皇帝皇族をも包含すると解釋できぬでもないと考へたからです。何分にも御承知の通り露國皇太子は國賓といふ重い身分の方ぢやから……。』

と、後の半分は自分に言つて聞かせるやうに呟いた。

兒島は、こんな明白な問題に、正面から辯駁するのも莫迦々々しいと思つたが、『刑法第百十六條草案には、日本天皇三后皇太子に對し云々とあつたのですが、明治十三年元老院議事の際削除したのです。削除の理由は、天皇なる稱號は古來

我が陛下を尊稱し奉る言辭であるから、日本刑法に於て、ことさらに日本なる文字を冠せしめる必要がないと言ふにあつて、決して適用の範圍を擴張しようとする趣旨ではなかつたのです。今日この條文の適用如何を、日本全國を擧げて凝視してゐる際に、もし不幸にも誤謬に陥るやうなことがあると、内は國民の悲憤と激昂を喚び起し、外は我が國權の薄弱を曝露して、後世まで列國の嘲侮を購ひ、世界環視の中に永久に拭ふべからざる汚穢を受けねばなりません。さやうな事に相成つたとき、我が燦然たる榮光の歴史に對して、内閣諸公は果して如何なる責任を負はれるのでありますか。今日此の事件の擬律は實に國家の榮辱を決する重大問題であつて、決して輕卒に斷案を下すべき場合ではありません。まことに菲才ではありますが、不肖御親任を辱ふし大審院長の任にある以上、内閣が如何に評議し決議されても、法律の精神に反する解釋には、斷じて同意することはできません。』

と、きつぱり言ひ放つた。松方は明らかに當惑した。そして、むしろ愁訴するやうな態度で、

『法律の解釋はいかにもさうであらう。然し國家が存在してこそ法律も存在し、國家が存在せねば法律も生命が無くなるわけですからなう。つまりは國家あつての法律でせう。あんたも、まさか法律は國家より重大ぢやとまでは考へて居られんぢやらう。こゝは區々たる議論に捉はれずに、國家の生存、國家の安泰を考へて貰はにやなりません。』

と、弱小國の宰相たる苦しい立場を述べて、ひたすら兒島大審院長の諒解を求めた。しかし兒島は更に聽き容れず、眉間に毅然たる決意をあらはし、嚴肅な態度で口を開いた。

『それは戰爭の結果、敗けた國が勝つた國の要求に應ぜねばならぬやうな特別の場合ならば、法律はさて置き、自國の主權まで放棄して顧みない事例さへ歐洲諸

國には多々あります。しかし、今日の我が國は、そんな先例に倣はなければならぬ程切迫した時期ではありませんまい。事件直後、混雜の際、法律の研究も十分でなく、犯罪の事實さへ詳かでない時に遽かに擬律のことまで斷定する必要がどこにありませう。いづれ司法大臣ともよく相談致します。』

と言ひ捨てて退席し、歸途司法省へ立ち寄ると、こゝでは山田法相以下が集つて會議の最中であつた。

『この重罪犯に對しては刑法第百十六條を適用すべきである。假に外國の皇室に對する法律の正條が無いからと言ふならば、徹底した議論としては三藏の無罪論を主張せねばならぬではないか。』

といふ山田法相の意見に對し、秘書官の栗塚省吾、菊池武夫の二人は互に立つて徹底的に大臣の所論を反駁した。その理由とする所は、兒島が先刻松方首相に陳べたと大同小異であつた。

議論は三時間も續いたが、互に譲る模様も見えないので、已むなく双方ともなほよく考へようといふことで散會した。當時は役人にも硬骨漢がゐて、秘書官が大臣に喰つてかゝるなど、いかに國家の一大事とは云へ、今日から考へて殆ど想像も及ばないほど眞剣な情景であつた。

### 伊藤博文秘録

當時、政府當路者がいかに焦慮苦心したかを知るに足る一つの資料として、「伊藤博文秘録大津事變」がある（原文片假名）

明治二十四年五月十一日、余、塔の澤温泉に在り。岩倉公爵電信を以て報じて曰く、至急の使命を帯びて小田原に來問せんとす。須臾にして松方總理大臣の電報に接受す。曰く、大津に於て道路配置の巡查、其の帶ぶる所の劍を以て

魯國皇太子の頭部に負傷せしめたり。事容易ならず直ちに上京すべしと。余、電文を読み、驚愕に勝へず。晚食半にして覺えず箸を投じ、直に人力車を命じ上京の途に上り、小田原に立ち寄る。岩倉公の來着するに會す。相伴て小田原を發す。蓋し即刻上京すべきの内旨を拜す。車を飛ばして國府津停車場に至り、最終汽車に乗り翌十二日午前一時新橋に着す。

宮廷より用意の馬車にて、公爵と共に宮中に伺候す。既に御寢の趣を聞き、宮内大臣に面會す。侍従を以て御寢所に伺候すべきの命あり。御床の下に拜伏し、聖慮を伺ひ、直ちに退出。内閣大臣に面會事情を聞く時、已に三時過。西郷、青木兩大臣は十一日夜汽車にて已に西京に向へり。詔勅の發表は十一日の事と見ゆ。余は十二日朝、新聞紙の貼出しを車中より一見して之を知れり。

十二日午前六時、御發輦奉送の爲新橋停車場に至り、龍車將に發せんとするに臨み、宮内大臣勅命を傳へ、次便の汽車にて西京へ陪乘せよとの事なり。



奉送の各大臣及び黒田伯、余等は松方大臣の案内に依り、永田町の官邸に至り朝餐の饗應を受けたり。相會するもの、山田、後藤、陸奥及び主人の四大臣、黒田及び余なり。山田伯曰く、裁判官中處刑の事に付兩論あり。即ち之を罰するに皇室罪を以て擬すると尋常謀殺を以てするとなり。余は今般の事變は實に重大にして、結局豫め逆睹すべからざるものあるを以て、其の重きを取らざるべからず、萬一異説を百出し、處斷に困難なるに際せば、止むを得ず戒嚴令を發するも可なり。國家の危険を防禦する爲には、非常の處理も亦施さざるを得ざる旨を述べ。各大臣も別に異論あるを聞かず。山田伯、急に裁判官等と呼び寄せ、其の所見を聞き且其の意を陳述すべしと。

余は黒田伯を促して、西京に同行せんことを勸む。伯も之を諾し、直に歸去旅装を用意せんことを約せり。

余は宮中に伺候し、皇后陛下に謁し、西京への御用を伺ひ、退出して帝國ホ

テルに立ち寄り、預け置きたる荷物を携帯し、將に發せんとするに臨み、陸奥來訪して曰く、今朝松方邸にて談合の末裁判官を呼出したるに異論多し。暫時發途延引せば奈如と。余應へて曰く、發途を延引するは能はざる所、此の際廟堂確固不拔の定見を斷行すべきの意を以てす。而して余は末松(謙澄)に立ち寄り一言を残して去らんとす。後藤、陸奥兩大臣來訪せり。裁判の事困難なれば一策あり、金を投じて、刺客を使い犯人を殺し、以て病死せりと爲すこと容易ならん、魯國に於て往々是等の處置あるにあらずやと。余曰く、是れ決して爲すべきことに非ず。苟も國家主權の存する、豈かくの如き無法の處置を許さんや、人に向かつて語るも愧づべしと言ひて別れ、直に黒田伯を三田邸に訪ひ、同行品川停車場に至り、十一時の汽車にて發す。

と、國務大臣が刺客を放つて密かに犯人を殺害せしめようとする詭策を、平然として口にする如き、今日の進んだ世の中から見れば殆ど不可解の事で、當時の

文化がいかに封建的なものであつたかを窺ひ知ることができらるであらう。

さて、首相官邸で元老閣僚の緊急會議があり、兒島大審院長がその後で松方首相に會見した日の翌日、即ち十三日に兒島は大審院に諸判事を集め、本件に對する法の適用と、刑法第百十六條の解釋につき意見を求めたところ、諸員悉く兒島と同意見であつた。

兒島は同日の午後、司法省に山田法相を訪ひ、大審院の右の意嚮を傳へた。これに對して法相は、あくまでも、國家と法律と何れが重いかといふ例の議論を繰返して、もし裁判官が法文を固執して内閣の意を容れないならば、内閣としてはかゝる國家の大事を裁判官に一任しておくわけには行かぬ、戒嚴令を布いても臨機の處置を講ずる外はないと申し渡した。

戒嚴令を布くとは、言ふまでもなく、非常の方法により犯人の刑を決定し、三歳の生命を絶たうとの意である。しかし、現に社會の秩序は平靜に保たれてゐる

のに、戒嚴令を布くなどたうてい許さるべきわけのものでない、殊に司法大臣自らかこんな非常識な事を考へるに至つては言語同斷だと、兒島は内心少からず憤慨した。

話は前にもどつて、事件の翌日、大阪控訴院からこの事件の法律解釋に關する質問があつた。兒島は直ちに、通常人に對する法條を適用して處斷し、速かに豫審に着手すべきであると回答した。これによつて、大津地方裁判所における豫審はどし／＼と進められ、翌十四日午前中には終結に至らんとする状態であつた。

さて十五日になると、京都在行在所において御前會議が開かれ、伊藤博文、黒田清隆、西郷從道、大山巖、井上馨、青木周藏、榎本武揚、野村靖の諸大官に、急遽東京から馳せ參じた三好檢事總長が加はり、犯人の處刑問題につき重大會議が開かれた。三好は法律家としての立場から、言葉を盡くして通常謀殺の罪を以て斷すべきであると主張し、第百十六條を適用すると否との差は僅かに刑一等に過

ぎないと論じた。然し、伊藤をはじめ重臣たちはあくまで死刑論を執つて動かず、已むを得なければ戒嚴令を布く外はないと強く主張したので、會議は遂に死刑論に決定し、その結果はこゝに豫審中止といふ一大鐵槌が振るはれることとなつた。

三好は内心に、

『これは困つた事になつた。』

と思つたが、行政官たる檢事總長の立場から、廟議の決定には従はねばならず、已むなくこの決議に基づき大津裁判所に對して豫審中止の命令を發し、こゝにかねて兒島等が懼れてゐた最惡の事態が生ずることとなつた。

司法權への干渉！ まさしくその一步が踏み出されたのである。

### いよゝ／＼非常手段

それから三日の後、十八日に至つて兒島は松方首相の招きにより内閣へ出頭した。松方は、

『この事件については、この間も貴公にお話した通り、我が國にとつての一大事で、内閣は勿論目下京都御駐輦の陛下におかせられては、畏れ多くも、朝夕の供御さへ進ませたまはず、深く宸襟を惱ませられ、まことに恐懼に存じ奉るぢや。』と瞑目やゝ久しうしたが、思ひ詰めた様子でさらに一膝乗り出し、

『これは極祕の事ぢやから、世上へ漏れては大變ぢやが、この事件には一つまことに困つたいささつがあるのですわい。と言ふのは、皇太子御來朝と定つたとき露國公使から青木外相に對して、「御滞在中萬が一にも皇太子に對し不敬の行爲をなす者があつた場合、日本刑法にはこれを嚴重處罰すべき正條が無い。就いては勅令を以て相當の法條を制定相成りたい。」との申出があつたのです。ところで青木外相は之に對し、「その必要は認めない。但し萬一にも不敬等の事があつた場合

は我が皇室に對する法律に依つて處斷する。」とはつきり答辯してしまつた。それと言ふのも、まさかこんな椿事が起らうとは夢にも思はなかつたからですが、不幸にもこゝに大津の事件が突發しましたぢや。

これだけの経緯があるから已むを得ない。事變後、外務大臣は更に前言を確認し、また内務大臣からは各府縣に對し、「我が皇室に對する法律により處斷する」とに閣議一決したるを以て、人民不穩の舉動なきやう取締るべし」と訓令を發したのです。

それから、明日は露國皇太子の御歸國につき、陛下には御見送りのため神戸に行幸あらせられ、御對面の御豫定となつてゐるのぢやが、その際、先方から加害者の處分につき質問があるかも知れぬで、御即答に差支へないやう、豫め方針を決定しておかねばならぬ。ところが、この間からの貴公の御意見のやうに、裁判所で刑法第百十六條を適用しないといふことでは、我が政府の威信を内外に失墜

することになりますぢや。それはたうてい許せないことぢやから、こゝは一つ臨機の處置を講じて犯人を極刑に處する外ありません。貴公もこの點をよく考慮して、何とか善處していただきたいのぢやが……。』

と思ひも寄らぬ機密を打明ける。兒島の顔は、見る／＼サツと蒼くなつた。こんな内情がひそんでゐようとは……兒島は茫然自失するほどに悔りしたのであつた。外務大臣ともあらうものが、司法部に一言の相談もなく、勝手に露國大使に對してこんな言質を與へたとは、何といふ無法、何といふ失態であらう。さらに又内閣は事毎に機宜の處置を誤つたばかりでなく、内務大臣をしてかゝる不法な訓令を發せしめるに至つては、むしろ狂氣の沙汰と言はねばならぬ。朝夕の供御さへ進ませたまはぬと聞く、叡慮まことに畏れ多き極みであるが、事こゝに至らしめたのは明らかに内閣の責任である。もし明日ロシヤ側からその質問が出たら萬事休すである。その時こそ、微臣兒島の身を殺して國難を救はねばならぬ秋だ

と深く／＼心中に決するところがあつた。

沈黙がつゞく。松方はいら／＼する氣持を押へて兒島の顔色を窺つてゐる。やがて兒島は、静かな口調で諄々と答へた。

『閣下の御心痛は實にお察しするに餘りあることと存じます。私の一身を犠牲にして、何とでも出来ることでありましたならば、如何やうにも御満足を得るやう致しませうが、申し上げるまでもなく裁判官の職務は獨立不羈であります。大審院長といへども、其の員に加らない以上は、その事件に對して意見を述べる權限がございませぬ。殊に今回の如き特別權限は、裁判所構成法第五十一條の規定に依り、本年分は既に昨年十二月に相當の裁判官が組織され、その七名の裁判官が如何なる解釋をなし、如何なる判決をしても、他からかれこれ容喙することはできませんのであります。従つてこゝで假に私が、閣下の思召に副ふやうに致しませうと申し上げたところで、事實上それは寸效も無いこととあります。』

また法律適用のことについては、去る十二日御面談の後、歐米各國の現行法を調査しましたが、他國の皇帝、大統領の如き即ち一國の主權に對する場合には特例がありますけれども、皇太子或は皇族等に關してはさうした特例が認められてゐません。ましてロシアの法制では、皇帝に危害を加へた者か、又は國事犯の外は死刑に處することなく、その他は如何なる犯罪も流刑を以て極刑としてゐるに過ぎません。又我が刑法第百十六條の條規を深く研究してみますと、これまた我が天皇三后に限る特例と解釋するのが正當であります。従つてこの法條を他國の君主皇族等に適用しましたならば、それこそ疑もなく我が主權を亡失するものと申すべきで、實に言ふに忍びない結果を生ずることと存じます。殊に法律思想に富む外人は、輕侮嘲笑を以て我を迎へるでありませうし、千載の汚點はこの時から我が青史に痕跡を止めて百世の恨を購ふに至りませう。

津田三藏の如きは、感情から言へば國家の大罪人でありまして、寸斷してもあ

きたらぬと思ひます。而も法律は國家の精神であつて、裁判官の感情により左右し得べきものでないことは御承知の通りであります。もし裁判官がいかなる事情にもせよ、感情に走るやうなことがあつたならば、それは自己の職務に不誠實であり、國家に不忠不義であることは勿論、畏れ多くも天皇陛下の御聰明を覆ひ奉るの結果となるのであります。

かやうな次第ですから、そこに如何なる困難があつても、法官たるものは法條を固く執つて、法律の神聖を忠實に守るほかないものと御考慮願ひたいのです。なほこの事については、口頭だけでは盡くさない恨があるので、目下意見書の起草を急いで居ります。多分明日は閣下の御手許へ提出いたしますから、どうかこの上とも御熟考を賜はるやう切望いたします。

なほ念の爲閣下に一言申し上げておくことは、先日私に對し戒嚴令云々のことを言はれましたが、犯人既に縛に就き、その上軍事上に直接關係のない今回の事

件の如きは、申すまでもなく司法裁判に附すべきものであつて、戒嚴令下非常特別の處分を行ふ性質のものでは無いのであります。殊にすでに司法裁判所の豫審に附されてゐるものを、今更どうかう出来るものではないのですから……』

と、司法官として、鐵のやうな固い決意を示しつつ、しかも出来るだけ事を分けて話してみたが、松方はあくまで當初からの考を實行するため、非常手段を採るほかないと言明し、

『それではその七名の裁判官が如何なる處分を行つても、貴公別に異議は無いのぢやな。』

と駄目を推して、擔當裁判官の名を問うた。

兒島は無言のまま筆を執つて、

裁判長 堤正己 陪席判事 土師經典 中定勝 安居修藏

井上正一 高野眞遜 木下哲三郎

と記し、その紙片を松方に渡した。

この時すでに兒島は、松方がどういふ考で居るか、すぐその心中を看破つたが、果たせるかな、十八日正午頃、堤、高野、木下、中の四判事に對して、司法大臣官房まで出頭すべしとの命があつた。

### 諸星續々大津へ

いよいよ形勢は急迫した。

そしてこの日、大津裁判所では、本件は當地方裁判所の管轄に屬せずとの豫審終結決定を爲し、又檢事總長は、この事件は太審院の特別裁判に附すべきものであるとの見解の下に、大審院に對し豫審判事を任命されたいと請求して來た。

事ここに至つては已むを得ずと吐をきめた兒島大審院長が、これを裁判長たる

堤判事に回附すると、裁判長は「本件は本院の公判に附すべきもの」との決定を與へた。

なぜそんな事になつたか。言ふまでもなく、四判事が司法大臣官房へ出頭した結果ここに至つたのであつて、かくと察した兒島は獨り慨嘆したが、職權の岐れる所、如何ともすることができなかつた。

大審院が、この事件を同院の公判に附するとの決定を與へたことは、犯人津田が法を枉げて處分されることを暗示するものであつて、その結果は自ら憲法、刑法の精神を破壊し、外は世界の各國に恥辱を曝し、苟くも愛國心ある者はこの事情を聽いて晏如としては居られない筈であつた。兒島の奮闘は實にこの時から始るのである。

十九日夜、堤以下の七判事は大津へ向け出發した。兒島もまた同車西下して次の作戰に備へることにしたが、出發に當つて彼は、本件を刑法第一百六條により

處断すべからざるの理由を強調する意見書を、松方總理大臣に對して提出したのであつた。

兒島は車中一睡もせず、とやかくと思ひわづらつたが、その夜も明ける頃、近江の米原驛に着いた。すると驛長が車内に入つて來て、一通の電報を手渡した。それは内閣から發せられたものであつた。

京都行在所に於て一同に對し天皇陛下より拜謁仰付けらる、京都へ直行せよ

兒島の顔は痙攣したやうに引き吊つて、電報用紙を持つた手はわな／＼と震へた。

『來るべきものがつひに來たな……』

兒島はさう思つた。自分の腹中を疑ふ内閣諸公が、最後の手を打たんが爲、袞龍の袖にかくれて、勅諭を下し賜はるることにより、動きのとれぬやうに仕組んだ

ことに相違ない。あゝ、萬事休す！ と深い嘆息を漏らした折も折、麗かな旭日の光が車窓を輝して、東天燦として照り映えた。

『あゝ美しい日の出だ。』

兒島は立つて太陽を拜した。その瞬間、突如として胸中にほの／＼と湧き出た靈感があつた。

『天皇は現神あきつかみにおはします。神慮に非道はない。』

彼は再び太陽を拜して、しづかに座に着いた。一瞬彼の顔には朗らかな安心の色が流れて、拜謁のかたじけなさに新なる歡喜が湧き、勃然たる勇氣が全身にほとばしつた。

汽車は大津に着いた。

一同が下車しようとしたとき、兒島は始めてこの電報を皆に披露した。

『拜謁を賜はる。いよ／＼容易ならざることとなつた。』



口にはそれと言はなかつたが、判事たちの胸中にもいよ／＼只ならぬ壓迫感が加つて、誰も彼も黙々として唇を噛んだ。

大津に降車せずに、命令通り一同が京都七條驛に下車すると、そこには宮内省差廻しの馬車が待つてゐた。

萬感交々の一行を乗せて馬車はまつしぐらに行在所へと走る。

やがて土方宮内大臣の先導によつて御前に伺候した一同は、謹んで御言葉を拜した。

『注意して速かに處分せよ。』

一同は恐懼して拜戴し、感涙を抑へつゝ御前を退下した。殊に兒島は、感無量の態で控への間に下ると、そこには伊藤博文と西郷從道とが待ち受けてゐた。

當時伊藤は樞密院議長の職を辭し、新に宮中顯問官に任ぜられ、比較的閑職にあつたが、明治天皇は特に時局重大の折柄、彼を御前に御召しになり、善處せ

よとの御言葉を賜はつたのであつた。その伊藤がこゝに現れたのである。

兒島は黙々として、わづかに二人に向かつて會釋をしたばかりであつた。伊藤は例の如く、ニコ／＼しながら、

『拜謁を賜はつたさうぢやな。まことに光榮であつた。共に喜びしようと思つてさつきからこゝに待つてゐましたぢや。』

『御厚志有難く存じます。』

『何か御言葉を賜はりましたかな。』

『はい、注意して速かに處分を致せとの御言葉を賜はりました。』

『有難いことぢや。その御言葉を戴いた以上、いよ／＼國家の爲自重されずばならぬ。』

『はい、その覺悟であります。』

『して、いかに裁くべきかの決心はついて居られるだらうな。』

『法規の示す所に従つて、正しく處分するつもりであります。』

伊藤がちろりと兒島の顔色を窺つたとき、西郷がぬつと立つて來た。

『君はまだ、法規一點張りの考を捨てんと言ふのか。』  
と頭から喰つてかゝる。

『はい、法律を無視して裁判はありませぬ。』

『怪しからん。既に有難き御言葉を戴いてゐながら、まだ頑固を通す氣か。』

『閣下。こゝは行在所ですぞ。場所柄、お言葉をお慎しみ願ひたい。正しく法規に従つてこそ、天皇の名に於てする裁判の神聖が保たれるのであります。それとも閣下は、法規に背いて裁判を行へと命令されるのですか。』

肚を据えた兒島は積極的な態度で、遠慮會釋もなく攻勢に出たから、西郷もカツとなり、日頃動ぜぬ人がさゞるのやうな拳を握りしめてドンとテーブルを叩いた。

『黙れ！ 兒島。怪しからぬ。』

と叫んだ氣魄が只事でない。今までニコ／＼してゐた伊藤の顔がぐつと緊張すると、つか／＼と二人の間に割り込んで、

『西郷さん、静かになさい。兒島君もわしに委せて下さい。』

と双方をなだめる。二人は黙つたまゝ、しばらく睨み合つた。

『兒島、きつと覺悟して居れ。』

かう言ひすてると、憤然として西郷は去つた。

### 烈女 畠山 勇子

この日、五月二十日午後八時頃、京都府廳の門前でうら若い一人の女が自殺を遂げた。

うす暗い街燈の光に照らし出されて、斷末魔の苦悶の姿を見た通りがかりの人たちが、はつとしたやうに二人三人と集つて来る。

年の頃二十四五歳の、風態卑しからぬ日本髪（いんげん）の女であつた。地上に白布を敷き、その上に端坐して横一文字、さらに咽喉（のど）笛を切つて見事な生害であつた。警察醫は駆けつけて來たが、出血甚だしく間もなく絶命した。

携帯品の中から次のやうな遺書が発見され、並居る人々は暗然となつた。

露國皇太子（いさゝか）毫かにも不便（びん）に思ひ給ひ、是より御入京被爲遊、ゆるく御養生遊ばされ候はば、小女國人の身に取り忝く奉存候

敬白

明治二十四年五月十八日

千葉縣長狹郡鴨川町前原

島山文次郎 姉 勇子

露國御官吏様

露國皇太子、我御國より御出帆、西京迄參上致度思ひ仕度致し主人に暇を乞ひ候に、残念ながら突然の事故暇給はらず、爲に時間を費し、やうやう新橋停車場迄車を早めて參り候處、早や九時にも近き頃と相成候間、心あせり御間に合はぬかと力落し候へ共、萬一間に合はばやと悲しくも御發の汽車に乗り候。露國の爲め盡すはこれ帝國の爲と、我と我氣を取直しこゝに及び候。此上は小女辛勞御察の上、封じの書面御取上被下給はば辱く小女一念何卒御取上の程偏へに奉希上候。

敬白

明治二十四年五月十八日

千葉縣長狹郡鴨川村前原

日本政府様

畠山文次郎 姉 勇子

この他、母、伯父、弟等に宛てた遺書數通があつた。これ等の遺書に依つて勇子決死の事情を知ることができた。

即ち大津事變が突發して、陛下親しく御見舞の爲御西下あらせられたと承り、彼女はひそかに感涙に咽んだ。露國皇太子は御全快を待つて直ちに御歸國になるとか、引續き國內の旅行をあそばすとか聞えて來たとき、萬が一にも御旅行を中止されることがあつては、陛下の深き御恩召にも副はぬことと、獨り心を苦しめてゐた折しも、十七日いよいよ御歸國との報を得てつひに意を決し、死を以て御歸國を思ひ止ませ奉らんと直ちに出發しようとしたが準備成らず、十八日伯父榎本方に一泊し、翌朝出發二十日午前京都着、兩本願寺その他に參拜して誠心達成の祈願を籠め、その夜を待つて右の始末に及んだものであつた。

烈々たる愛國忠誠の一念、まさに懦夫をして起たしむるものがあるではないか。

これらの遺書は、鄭重にロシア皇太子の隨員に手交された。皇太子も、また本國の皇帝も、この烈女の氣魄と憂國の至情には恐らく心を動かされたことであらう。

外交の事は獨り外交官のみの任ではない。その蔭に國民の誠意がみなぎるとき始めて外交のことは成るのである。

この壯烈鬼神を泣かしめる烈女の話を知ったとき、兒島大審院長の眼には、とめどもなく涙があふれた。微妙な、そして複雑な氣持を反映する感激の涙であつた。

至誠人を動かす

兒島の決意はこゝにいよいよ鐵石の如く、一身を挺して護法の鬼たらんと決心の臍を固めたが、東京から同行した判事たちの心境の變化を察しては、一方ならぬ苦心が重ねられた。

山田司法大臣や西郷内務大臣は、その後もこも／＼判事等と會見し、一同の軟化と懐柔に努めつゝあつたから、兒島はろく／＼眠ることもできず、常に監視の眼を光らせてゐた。

東京を始め各地の知人からは、激勵の電報や手紙がひつきりなしに舞ひ込んだ。そしてその多くは兒島の意圖に反して、津田死刑に對する決意を促すものであつた。

『いよいよ死ぬ時が來た。』

兒島はしみ／＼とさう思ふのであつた。

『死を見る、歸するが如しぢや。男は正義に生き、信念を貫ぬくこそ本懐だ。ま

さに日本男子のはらわたを見せる時が來た。』

死生を超越した兒島の眼は、らん／＼として輝く。それにしても自ら正義に斃れた後、迫害と嘲笑の中に生きねばならぬ家族のことを思ふと、さすがに何かしら冷たいものが頬を流れた。

彼は大津の竹清樓に泊つて、それとなく堤以下七判事の行動を嚴重に見守つたが事態いよいよ急迫と見たので、二十一日午後、ひそかに堤判事を自室に招いた。主客席が定まると、兒島は嚴肅な態度で口を開く。

『今度の事件は、實に我が法權の威信存亡の決するところである。然るにこの間から諸君のとつた態度には、まことに憂慮に堪えないものがある。君等は苟くも憲法に定められた不羈の權を手中に握つてゐる司法官である。權門勢家の干涉に頭を下げ、卑屈な行動を敢へてして職權を辱かしめるやうなことがあつたならばわが榮譽ある國史に汚點をのこし、陛下の御稜威を穢し奉つて不忠不義の醜名を

後世に傳へることになるぞ。過日の御言葉に「國家の大事、注意して速かに處分せよ」と仰せられた。この御言葉を戴いた我々として、慎重熟慮すればするほど、絶対に内閣の意に従ふことはできない。君等は今や大臣を欺くか、國家を欺くか、その一を選ばねばならぬ立場にある。いづれを選ぶか、本末輕重は自ら明らかであらう。國家の大事は全く今や君等の一舉一動にかゝつてゐるのだから、どうか肚を極めて十分に考慮してもらひたい。」

と、熱誠面に溢れて訓戒し、更に松方首相に提出した意見書の寫を示しながら、『君等の行爲如何によつては、自分としても深く決意するところが有るのぢや。思へば、これが永の別れとなるかも知れない。もし君等がわしの説を容れてくれるやうならば、欣んでいつ何時なりとも相談相手にならう。』と、暗に一命を賭けての覺悟のほどを示した。堤が、

『よく考へた上で、御返答いたします。』

と答へるのを聞いて、兒島はそのまゝ大阪へ赴いたのであつたが、二十三日の午後、待ちに待つた堤判事からの電報が來た。

相談あり、直ちに來津を乞ふ

といふのである。取るものも取りあへず、直ちに大津へ歸つて再び竹清樓に宿をとつた。駆けつけて來た堤が、挨拶もろくくせず、すぐ口を開いて、

『あれから、閣下が内閣へ出された意見書を拜讀し、熟考に熟考を重ねました結果、全く自説の誤つてゐることを悟りました。これからは斷然方針をあらため、情實を排し、職務の爲一身を犠牲に供する覺悟を固めましたから、どうぞ今までの罪をお許し下さい。まことに司法官として、上御一人に對し奉り、何とも相濟まぬことであります。』

ところで、自分一人が決心したとて、他の判事が態度を改めねば効果がありません。安居、井上兩君は最初から一貫した強硬論者ですから心配なしとして、土

師、中、高野、木下四君がどうなりますか。そのうち一人でも反省させることができれば多数決によつてお考への通り判決ができると思ひます。』

と、一昨日とは打つて變り、腹を割つて誠意を示し、後日の作戦まで相談するといふ風であつたので、兒島ははじめて愁眉を開き、千萬人の味方を得た氣持ちであつた。そこで兒島は機を逸せず、さらに木下判事を招いて説得したところ、彼もまた兒島の意見に従ふこととなり、それを傳へ聞いた土師判事もまた行動を共にすると誓つた。

『あゝ、まさしく神冥の加護と御稜威の然らしめるところだ。』

と兒島は天を拜し地を拜して獨り感涙にむせび、やうやく安堵の胸を撫で下したのであつた。

これで公明正大な判決を得る見込は殆ど確定したのであるが、この事件については今日まで、内閣と裁判官との間に種々のいささつがあり、裁判官側で拔打ち

の處置をした爲に、内閣を狼狽させることは、内外の情勢上避けねばならぬ事であり、また某判事の如きは、今までの關係から閣僚の某を欺いたとの非難を受ける虞が無いでもなかつたので、この内部の情勢を一應山田法相まで報せておくのが妥當であらうと思つた兒島は、二十四日の午前二時、司法大臣宛

被告津田三藏一件刑法第百十六條皇室に對する罪を以て處斷する見込なし

委細書面

と打電した。山田法相は大いに驚き、直ちに松方首相にこの旨を報告した。その結果、二十四日の早朝閣議が開かれ、内閣はその素志を貫徹する爲、西郷、山田の兩相を大津に急行せしめると共に、檢事總長宛二十五日の公判を延期すべしと電命した。

三好檢事總長はこの命に従つて、堤裁判長に公判延期を請求する。堤は直ちに會議を開いて、とにかくこの請求を容れることとした。

### 裁判官へ最後の干渉

大津に着いた西郷、山田の兩相は直ちに滋賀縣廳に入り、一室に兒島、三好の二人を呼び寄せて、極秘のうちに會議を開いた。兩大臣は兒島に對し、刑法第一百六條を適用しないのは不當だとひどく詰責した揚句、山田法相は、

『君がそこまで頑強な態度をとるなら、我々はもう何も言はぬ。この上は裁判官一人々々に會つて、その意見を聽くことにする。兩君からこの事を傳へて貰ひたす。』

と申し渡した。

兒島は承知の旨を述べて旅館に歸り、各裁判官を一室に招いて會議の模様を語り、司法大臣から面會の申込みがあつた旨を傳へた。さすがに七人の判事は互に

顔を見合はせ、躊躇の色を見せたが、やゝあつて安居判事は、

『本件について法律上の意見があれば、法廷において堂々陳述せらるべきで、審理に先立ち原告と面談する必要は絶対に無いのみならず、これは曾て司法省から發せられた、裁判官は訴訟關係人に私謁すべからずとの訓令にも牴觸するものと信ずる。』

と述べ、堤判事を始め一同これに賛成し、兒島に對して右の旨傳達方を依頼した。

兒島は、三好總長をして司法大臣にこの旨を報告させ、一時間ほどして山田法相の旅宿を訪れ、詳細の事情を述べたところ、山田は意外にも怒つた顔をせず、口邊に微笑をうかべながら、

『今さら何とも致方の無いことぢやて……。』

とさほどの悪意も示さずに、ふと思ひついたといふ顔つきで、

『かうなつては、君方裁判官の意見にまかせるほかは無いちやらう。すでに東京



出發の際、およそ決心はして來たのです。しかし、政府は徳義上あくまで露國に對して努めんけれあならん。ちやから特にわしら兩名に出張を命じ、また公判に際しても、檢事總長をして、我が皇室に對する罪を適用する主義を以て辯論させることに決定しとる。努めるだけは最後まで努めるといふ態度で、判決に至つてはあんた方裁判官に一任するほかはありません。ところで今申すとほり、内閣はあくまで熱心に我が皇室に對する罪の適用を主張してゐるのちやから、この點十分に含んでゐいて西郷内相に應接されんといかん。』

と細かな注意まで與へた。

兒島はその足で西郷内相の宿所を訪ひ、同様に裁判官面會謝絶のことを報告した。

五月二十七日、いよいよ公判開廷の日が來た。

公判は安寧秩序を害する虞ありとの理由で公開禁止となり、傍聽を許された者

は十五名の代言人に過ぎず、この未曾有の事件の公判を見物して後日の語り草にしようと、全國から潮のやうに押寄せた群衆はつひに法廷に入ることができなかつた。

零時半公判は開かれた。

裁判長堤判事をはじめとして、陪席判事中定勝、土師經典、安居修藏、井上正一、高野眞遜、木下哲三郎。檢事總長三好退藏、檢事川目亨一。書記西牟田豊親、笹本榮藏の各職嚴然として上段に居並び、被告津田三藏は頭部に繻帶し、看護人に助けられつゝ着席、續いて辯護人谷津龍藏、中山勘之も出廷してそれ／＼定め

の席に着いた。  
官吏傍聽席には兒島大審院長を始め、近縣の裁判官や行政官等がぎつしりと詰めかけた。

三好檢事總長はまづ立つて起訴の理由を述べ、續いて裁判長は被告に對し事實

の審問を始めた。被告津田は、憔悴した顔色ながら、死を覺悟した態度に悠然たる落ちつきを見せて、率直に犯罪事實を認め、その動機については、

『もとより私怨の爲この舉に出たわけでなく、全く愛國の熱情より犯行に及んだものであるが、今にして思へば、それが國家の重大事なることを忘れてゐたのであります。全く慚愧に堪えません。』と、後悔の色をうかべながら陳述した。

裁判長は、法律の適用についての辯論に移り、検事の意見を求めた。三好検事總長は、

『津田三藏が露國皇太子に對し危害を加へたる所爲は、刑法第一百十六條に該當するものと思考する。依つて該條を適用して死刑に處すべきものと認める。』と極刑を主張したが、言葉は低く、論旨は澁滞し、むしろ氣の毒な感があつた。

辯護人は交々起つて検事の論告に反駁を加へ、刑法第一百十六條適用の妥當なら

ざる理由を堂々と陳述し、検事との間に華々しい論戰を交した。

午後二時半公判審理を終り、裁判官は引續き別室で協議の結果、本件を普通人の謀殺未遂に問ひ、刑法第二百九十二條、第一百十二條、第一百十三條に照らし、無期徒刑に處することに決定した。

### 判決にどよめく歡聲

午後六時、再び法廷は開かれた。

公開禁止を解かれ、この夕方まで待ちに待つてつひに入廷した傍聽人は百十七名に及び、判決の言渡しを胸とどろかせて待つのであつた。

場内、水を打つたやうな寂けさ、世界の隅々まで、瞳を見ひらき、耳を峙てて待つてゐた大判決が、今やまさに下されようとする。滿廷肅然として全員固睡を

呑んだ。

この静寂を破つて、堤裁判長の聲は朗々と響きわたり、次の如く判決は宣せられた。

### 判決書

三重縣伊賀國阿拜郡上野町大字徳居町士族

滋賀縣近江國野州郡三上村大字三上寄留

津田三藏

安政元年十二月生

右三藏ニ對スル被告事件檢事總長ノ起訴ニ依リ審理ヲ遂クル所

被告三藏ハ當時滋賀縣巡查奉職ノ身ヲ顧ミス、今回露西亞國皇太子殿下ノ我國ニ來遊セラルルハ尋常ノ漫遊ニアラサルヘシト妄信シ、私ニ不快ノ意ヲ抱キ居タル處、明治二十四年五月十一日殿下滋賀縣下來遊ニ付被告三藏

ハ大津町三井寺境内ニ於テ警衛ヲ爲シ、其ノ際殿下ヲ殺害セントノ意ヲ發シ、時機ヲ窺ヒ居タル處、被告三藏ハ尋テ同町大字下小唐崎町ニ警衛シ居リシニ、同日午後一時五十分頃殿下同町ヲ通行アラセラレタルニ當リ、此ノ機ヲ失セハ再ヒ其ノ目的ヲ達スル時ナカルヘシト考定シ、其ノ帶劍ヲ拔キ殿下ノ頭部ヘ二回切付ケ傷ヲ負ハセマキラセシニ、殿下ハ其ノ難ヲ避ケントセラレシヲ、被告三藏ハ其ノ意ヲ遂ケントシ之ヲ追躡スルニ當リ、他ノ支フル所ト爲リ、其ノ目的ヲ遂ケサリシモノト認定ス。

右ノ事實ハ被告人ノ自白、證人向畑治三郎ノ陳述、大津地方裁判所豫審判事ノ作リタル檢證調書、證人北賀市太郎、西岡太郎吉、醫師野並魯吉、巡查菊地清重ノ豫審調書及ヒ押收シタル刀ニ因リ其ノ證憑充分ナリトス。之ヲ法律ニ照スニ其ノ所爲ハ謀殺未遂ノ犯罪ニシテ、刑法第二百九十二條第百十二條第百十三條第一項ニ依リ被告三藏ヲ無期徒刑ニ處スルモノナリ。

犯罪ノ用ニ供シタル刀ハ滋賀縣廳ニ還付ス。

明治二十四年五月二十七日

大津地方裁判所ニ開ク大審院法廷ニ於テ

檢事總長三好退藏檢事川目亨一立會ノ上宣告ス

大審院部長 堤 己 正

判事 中 定 勝

判事 土 師 經 典

判事 安 居 修 藏

判事 井 上 正 一

判事 高 野 眞 遜

判事 木 下 哲 三 郎

書記 西 牟 田 豊 親

書記 笹本榮藏

世間は内閣や元老の干渉が猛烈を極めてゐたのを知つてゐた。さしもの裁判官も最後には屈服するであらうと思つてゐた。だから多くの傍聴人は、この判決を聞きながら「其ノ所爲ハ謀殺未遂ノ」と言ふところになつて、はてなと首を傾けた。そして肅然としてゐた滿廷にはかにざわめき立ち、喜悅の情は思はずも「帝國萬歳」「日本萬歳」の歡聲となつて、法廷の禁を破つたのであつた。

兒島大審院長の至誠不屈の精神は、つひに最後の勝利を制した。開廷以來、むしろ水のやうに澄み切つた心境で傍聴してゐた兒島ではあつたけれども、この「萬歳々々」の聲を聞いた瞬間には、さすがにぼろ／＼と頬を傳ふ涙に、面も上げられぬ氣持であつた。

實にこの判決こそは、我が帝國の法律に不可侵の威力あることを世界に表明したものであり、我が司法權の確立を萬國に誇示し高調したものであつた。

しかし乍ら、その反面に内閣の苦悶は甚だしかつた。何れもこの裁判の不當を鳴らし、甚だしきは違勅の罪を以て裁判官に臨み、裁判の再審を主張する者もあつたほどである。

ところが、かくまでに紛糾した事件の落着はまことに目出度かつた。即ち六月四日、ロシア駐在の全權公使西徳次郎から外務省への報告に依ると、天津事件の裁判は露國皇帝をはじめ一般國民の十分に満足する所であつて、新聞紙等に少しも悪感の記事はないといふことで、松方首相以下、こゝに至つて始めて安堵の胸を撫で下し、諸々の杞憂、苦悶、不満、不平も一舉に消し飛んでしまつた。そして、はじめて大審院長兒島惟謙の風格をつくづくと見直したのであつた。

### 兒島大審院長手記

故花井卓藏博士の著、「天津事件顛末録」には、——湖南事件の眞髓——と題して兒島惟謙の手記を載せてゐる。(原文片假名)

明治二十四年五月十一日、巡查津田三藏其佩劍を抜きて露國皇太子を大津町に要撃し、頭部に二個の切創を負はせ奉る。越えて同月二十七日大審院は謀殺未遂犯を以て三藏を無期徒刑に處せり。

世に所謂大津事件と稱するものの事實は斯くの如く簡單、斯くの如くに明白なり。若し斯くの如き事實をして世の所謂強國と稱し、文明國と讚するの地に生ぜしむるも、亦斯くの如く簡單に、斯くの如く明白なる事實として終局するや必せり。然れども明治二十四年の日本は、不幸にして世の所謂強國と稱するものにはあらざりき。又世の所謂文明國と讚する程に進歩せるものにもあらざりき。斯くの如き事實をして、斯くの如く明白なる簡單なる一事實として終局せしむるには、實に暗裏に於ける大波瀾を一掃して、始めて光明なる表面上に、

簡單なる事實として斯くの如くに報告するを得たるなりき。

當時露國は世界の一大強國なり。而して被害者は當時の大露西亞帝國皇帝嫡出の皇太子にして、將來に於ける全露西亞のザールなり。而して加害者は國家の秩序安寧を保護する公職に當れる警察官なり。

されば外交の問題に於て、政府は今や實に噴火口頭に立つものとして戦慄せると同時に、國家三千年の生命は此に至りて或は斷滅の厄運に遭遇するものとして悲しめり。當時の内相たる西郷從道伯が、露國の軍艦は江戸灣に來るべしと放言して悲嘆せしの一事を以ても、容易に當時の行政官廳が如何に憫笑するに堪えざる失望落膽の深淵に沈みしかを知るべきなり。上政府既に然り、下國民の一般が一部の具眼者を除きて周章狼狽を極め、恰も神經病者の如くに沈鬱し狂躁せしかは、少しも疑念を挟むの要なきなり。上下一般斯くして津田三藏の白刃に其の神経系を刺戟せらるゝや、其の狂症は益々前後の思慮分別をも惑

亂し來れり。津田三藏は斬るべし、津田三藏の一生命は國家億萬の生命に換ふべからず。彼の生命を奪ひて露の上下に他意なきを示し、以て三千年の帝國をして一時の安を得せしむべしと。内閣は然りと爲しぬ。又元老は至當の措置なりと爲しぬ。内閣と元老は相携へて司法の當局に法律の曲解を迫りぬ。又暗裏の大波瀾は遂に滔天の勢を以て奔騰し來れり。

然れども憲法は明治二十二年を以て發布せられしにあらずや。當時の元老と閣員の或者は此光榮ある憲法發布の詔勅に副書せしにあらずや。而して日本臣民は不可侵の權利を得、司法官は完全なる獨立の保障を得たるにあらずや。而して此憲法は上 天皇陛下は列祖に誓はせ給ひ、下臣民は恪守すべき義務を負ひ、以て國家の生命とするものにあらずや。元老と内閣の壓迫は憲法の蹂躪なり。國家使命の侵奪なり。一の三藏を斬るは億萬の自由と安寧とを斬るものにして、一の法條を曲解するは帝國の生命たる憲法を無視するものなり。而

して司法官の行動にして行政官の可否に因りて撼搖せらるゝに至ては、憲法の大精神を破壊して古の專制政治に還らしむるものと言はざるべからず。況んや三藏の生命を奪ふも國難來るべくんば來り、國難來らずんば來らざる、唯一に露國當局者の意中に存するものなるに於てをや。

大審院長は司法官中の首座たり。憲法の安泰と破滅とが、今司法權の獨立と不獨立とに因りて決するとせば、是れ敢然起て不法なる行政官の横暴を防遏すべきの秋にあらざるか。又其責任を有するものにあらざるか。暗裏の波瀾は更に一段の複雑を極め來れり。而して大津事件の眞骨髓は此司法官と行政官との衝突及び法官の眼中には法律ありて他なきの義務を盡せし所に在るなり。

五月二十五日西郷内務大臣、山田司法大臣大津に來りて該事件の局に當れる諸判事に干涉を試みんとす。大審院長として予は最後の抗争を試み、超えて二十七日三藏は普通刑法に依り謀殺未遂として無期徒刑に處せられぬ。司法權は

獨立を全うしたり。憲法は蹂躪せられずして光明を放ちたり。殊に畏れ多くも天皇陛下は該判決に露國が満足の意を表せるに至りしを御嘉尙あらせられ、宸襟を安んじさせ給ひしと仄かに承るに至り、臣子の分として唯感泣するあるのみなり。

### 皇后陛下の御盛徳

最後に申すも畏きことながら、大津事變について上御一人の痛く宸襟を惱ませたまうたことは縷述の通りであるが、こゝに皇后陛下の御盛徳につき謹んで掲記し奉るべき一つのエピソードがある。

それは、當時駐露公使西徳次郎から、外務大臣宛發せられた報告書の一部に、左の如き記事があつたのであつた。

當國政府に於ては、今回の事件に付、本邦善後の處分を以て十分に満足せしは、拙者の保證するを得る所にして、殊に我が皇后陛下より、當國皇后への御陳意は最も著しき効果を呈したる次第は、當國皇后に於て、伺候の人々へ、日本皇后より毎日かやうくの電信を下され、誠に御親切なり、此方よりも之に應じて、互に相往復するとの御話、屢々有之候由にて、我が皇后陛下の御名、當地の上等社會に顯はれ、日本皇后陛下は子を愛すの情深き御方なり、兩皇后之に依りて御親しみなされしと輾轉相傳へ、此間、其の事客間の流行談と相成り居候。

又國民一般の感覺に至りても惡しからざるは、初め犯罪人の日本人たるを信ずるを欲せざりしを以て知るべし。その愈々日本人たりしに相違なく、而も巡查たりし事までも審かなるに至りては、右はニコライ僧、東京の高臺に大伽藍を建て、土民の宗教心を刺戟して遂に此に至らしめしとも言ひ、或は太子強ひ

て禁制の靈境に入られしを以て、此禍に罹られしものにて、右は全く隨行員の不注意の致す所なりし抔とも言ひ傳へ、事實遂に定かならざるが如くにして、大津出來事の噂も大抵既に静り候。

あゝ、宏大無邊の坤徳を拜す。かくの如く上兩陛下の厚き思召しがあつたればこそ、大審院長兒島惟謙以下の裁判官、身命を賭して國法の威嚴を保ち、つひに汚穢を後代に遺すことなくして終つたのである。

今日の我が國際的地位から回顧すれば、往時は茫としてまことに夢の如しと謂ふべきであるが、斯かる當時に於てもなほ燦として國民の胸奥を貫ぬいてゐた正義に強き日本精神の崇高さには、今更の如く驚異と尊さとを感ぜざるを得ない。



# 維新史話

## 監修のことば

(前略)從來維新史を題材とする稗史小説の中には、往々にして筋書のために事實を捏造、甚だしきは架空の人物を現出する等、儼然たる維新の史實を歪曲し、ために青少年をして維新志士の眞精神を誤解せしむるに至る憂なしとしかかつた。

『維新史話』數篇は、この弊風を是正せんとして史實の究明に多大の力を注ぎ、而も文章は平明にして快暢、炎々として燃えさかる當年志士の氣魄を傳へて、雄々しくも力強き物語を展開する。

余等は監修の乞に應じて、更に記載の史實を檢討し、能ふ限り瑕疵無からしめんことに努めた。(後略)

東 禪 寺 討 入 小林友雄著

長 州 征 伐 萩原新生著

生 野 の 擧 兵 萩原新生著

筑 波 の 義 擧 小林友雄著

天 誅 組 (近刊) 萩原新生著

坂 下 門 快 擧 (近刊) 小林友雄著

天 王 山 哀 史 (近刊) 萩原新生著

(以下續刊)

各冊二七〇頁内外B6判入函 定價各一圓十五錢送料一〇錢

版權所有

昭和十七年三月十五日印刷  
昭和十七年三月二十五日發行

定價金壹圓五拾錢

著者 大久保次夫

發行者 皇國青年教育協會

代表者 大谷保

印刷者 宗文社印刷所

代表者 山本禎男

發行所 皇國青年教育協會

振替東京三〇〇〇番  
電話九段一四五八番

配給元 日本出版配給株式會社

東京市神田區淡路町二丁目九番地

東京市麹町區九段三丁目二番地

會員番號 110060  
く裁を船隸奴

東京女子高等師範學校  
兒童教育研究會編

國民學校教育研究書

本書は東京女子高等師範學校附屬國民學校に於ける多年の實驗研究を總とし、更に新制國民學校制度の下に於ける苦心の實踐研究を經として、廣く何れの國民學校にも適し得る實際的具體案を發表せるものである。

第一輯 國民學校成績考查 〇・六〇 千三

第二輯 初二「自然の觀察」指導體系 〇・六〇 千三

第三輯 「郷土の觀察」指導體系 〇・九〇 千三

第四輯 低學年用禮法指導の具體案 〇・六〇 千三

(刊 續)

國語授業方法論 (各科授業の具體案)

體練科體操指導の實際 (各學年)

學級經營の實際 (各學年)

◇好評の教師用必携手帳

送料 五十二冊 三十三冊 三八〇錢

國民學校訓導手帳

價 四十五錢

青年學校教務手帳

價 三十錢



普協育致年青國皇

